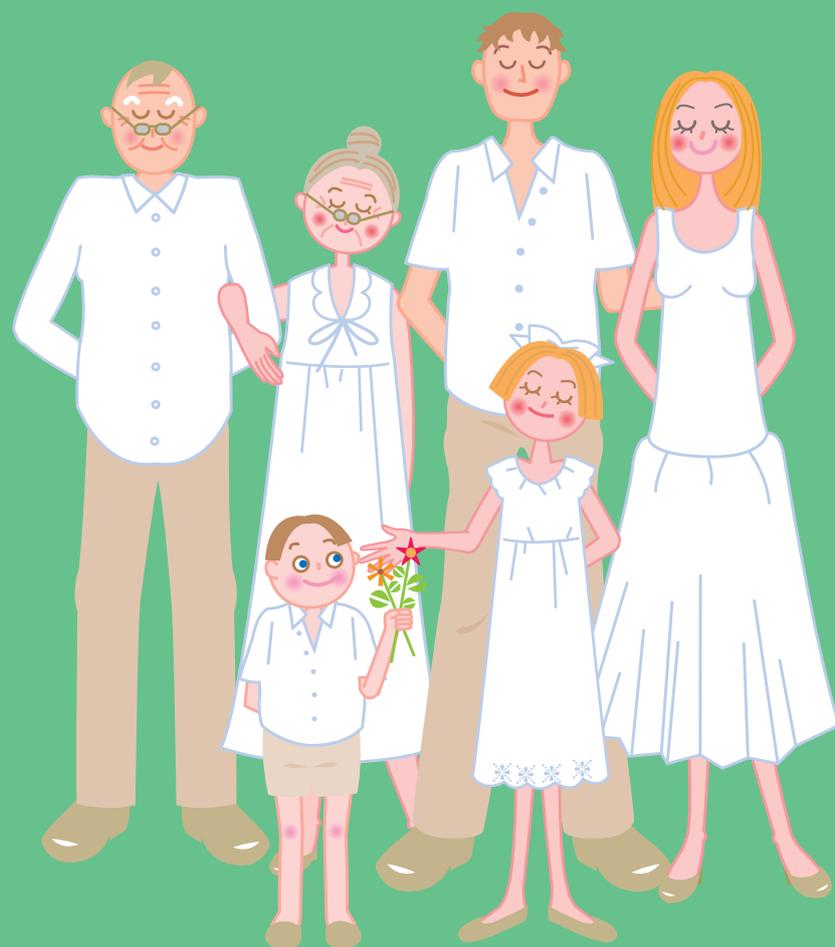


屋久島町障害者計画



平成26年3月
鹿児島県屋久島町

はじめに

平成14年策定の国の障害者基本計画は、「障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会である」との考え方に基づき策定されました。また目指すべき社会を障害の有無にかかわらず誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」としています。その後、平成16年の発達障害者支援法、平成17年の障害者自立支援法の制定、平成23年の障害者基本法の改正、障害者虐待防止法の制定、平成24年の障害者総合支援法、障害者優先調達推進法、平成25年の障害者差別解消法の制定等、各分野において制度改革が進められ、これまでの障害福祉行政を取り巻く環境が大きく変容しました。



本町は、平成19年10月1日に旧上屋久町・旧屋久町の両町による合併により誕生し6年が経過しました。旧町時代から持ち越されてきた懸案事項も一定の整理が行われ、各種行事の統一などによる町民の融和も進み、新町としての一体感も醸成されてきました。この間、障害福祉行政においては、平成24年3月に第3期屋久島町障害福祉計画（平成24年度～平成26年度）を策定し、同年9月に屋久島町臓器機能障害者旅費助成金交付要綱を制定する等、障害福祉行政の推進に努めてきたところです。

屋久島町障害者計画では、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことを基本理念としています。

また、このような社会の実現に向け、障害者の方々が必要な支援を受けながら自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の方々の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、本町が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めています。

本計画の各種施策の着実な推進のため施策の進捗状況を関係各課、関係機関等と把握・点検するとともに、本町自立支援協議会の中での点検・ご意見等も参考に今後の本町の障害福祉行政のより一層の推進に努めてまいります。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、障害者アンケート調査にご協力いただいた方々や熱心にご審議いただいた屋久島町障害者計画策定委員会の委員の皆様に対し、心から感謝を申し上げます。

平成26年3月

屋久島町長 荒木 耕治

屋久島町障害者計画

【総論】

第1章 計画策定の基本的事項

1	計画策定にあたって	3
2	計画の性格と法的位置づけ	4
3	計画の期間と見直しの時期	4
4	計画策定の経緯	5

第2章 障害者計画の基本理念と基本目標

1	計画の基本理念	6
2	計画の視点	6
3	計画の主要課題	7

第3章 計画の推進体制

1	推進体制の整備	9
2	計画の進行管理及び点検・評価	9

【各論】

第1章 施策の展開

1	基本的施策	13
2	施策の展開	15

第2章 施策の推進

1	生活支援	16
2	保健・医療	18
3	教育, 文化芸術活動・スポーツ等	20
4	雇用・就業	23
5	生活環境	26
6	情報アクセシビリティ	28
7	啓発・広報	29

【総論】

第1章 計画策定の基本的事項

1 計画策定にあたって

昭和56年（1981年）の「国際障害者年」を契機として、それまでは社会全体として顧みられることの少なかった「障害者」の社会における完全参加と平等をテーマとして、国内外での取組みが始まりました。また、障害に対する考え方も時代を経るにつれ、その範囲が拡大していくとともに、これまでの“個人”の機能障害に基づく考え方に加え、生活面での障害者として、“社会”を見つめなおすといった質的な変容が見られるようになってきました。

しかしながら、完全参加と平等を実現していくためには、まだまだ解決していかなければならない課題が多くあります。これらの課題に対応するためには、社会での意識の共有化を図り、保健・福祉の分野のみならず労働・教育・文化といったところまで含め、社会全体で取り組むことが必要となります。

国においては、平成16年に「発達障害者支援法（平成16年法律第167号）」、平成17年に「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）」、平成18年に改正教育基本法（平成18年法律第120号）及びバリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律。平成18年法律第91号）が制定され、障害者施策の総合的かつ効果的な推進に努めています。

また、我が国が署名をしている「障害者の権利に関する条約」については、条約批准に向けた国内法の整備を進めてきました。平成23年6月には「障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律。平成23年法律第79号）」、同年7月に「障害者基本法の一部を改正する法律案」が成立し、平成24年には、障害者自立支援法を改正し「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。平成17年法律第123号）」が制定されました。さらに平成25年には、改正障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律。平成25年法律第65号）が制定されました。

本計画は、これらの状況を踏まえ、本町における障害者施策の基本方針として総合的な視点から施策の体系を再編するとともに、障害者福祉の充実に向け、各種施策の方向性を示した中長期の「屋久島町障害者計画」として策定するものです。

2 計画の性格と法的位置づけ

障害者基本法にもとづく「障害者計画」は、本町における障害者施策全般の基本的な施策を定める基本計画としての性格を有する計画です。

一方、障害者総合支援法にもとづく「障害福祉計画」は、障害福祉サービスなどの事業について、必要なサービス見込量等の数値目標や見込量確保のための方策などを掲げる実施計画として位置づけられます。

これらの2つの計画は、相互の整合と調和を図りながら、策定していきます。

計画策定の性格と法的位置づけ

	障害者計画	障害福祉計画
法的根拠	障害者基本法	障害者総合支援法
市町村の策定義務	義務	義務
計画の性格	障害者の施策全般にわたる基本的な事項及び地域における障害者のくらしを支えるための計画	障害福祉サービスに関する3年間の数値目標やサービスの提供体制確保のための計画
国・県の計画との関係	障害者計画は、国の障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本にして策定	国の基本指針に則して作成し、市町村障害福祉計画を積み上げていく形で都道府県障害福祉計画を策定
計画期間	なし	第1期 平成18～20年度 以降3年を1期とする
策定後の対応	市町村長は議会に報告するとともに、その趣旨を公表	市町村は遅滞なく都道府県知事に提出

3 計画の期間と見直しの時期

本計画の期間は、平成26年度から平成32年度までの7年間とします。

ただし、今後、国の動向に伴い計画の根幹となる法律や制度などについて大幅な変更が生じた場合、適宜、見直しを行うものとします。

4 計画策定の経緯

障害者計画を策定するにあたっては、学識経験者、障害者団体等の代表、障害者及び障害者の保護者等の代表で構成した「障害者計画策定委員会」を設置し、計画案の審議・検討を行い、障害者がかかえる課題を検討しました。

また、アンケート調査を実施し、障害者の意見や利用意向を分析し計画に反映させるよう努めました。

【調査概要】

調査期間	調査件数	回収件数	回収率
平成 25 年 10 月 21 日 ～12 月 20 日	400 件	398 件	99.5%

第2章 障害者計画の基本理念と基本目標

1 計画の基本理念

障害者基本法第1条に規定されるように、障害者施策は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要があります。

この計画では、このような社会の実現に向け、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、町が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めるものします。

2 計画の視点

(1) 社会のバリアフリー化の推進

障害の有無にかかわらず、町民誰もがその能力を最大限発揮しながら、安全に安心して生活できるよう、建物、移動、情報、制度、慣行、心理などソフト、ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を推進します。

また、ユニバーサルデザインの¹の観点から、すべての人にとって生活しやすいまちづくり、ものづくりを推進します。

(2) 利用者本位の支援

すべての障害者が住み慣れた地域で自立できることを基本に、適切な支援を実施します。利用者が自らの選択により、適切にサービスを利用できる相談、利用援助等の体制づくりを推進します。

また、地域の実情に応じて、NPOや地域住民団体との連携、協力を推進します。

¹ バリアフリーは障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

(3) 障害者の特性を踏まえた施策の展開

障害者一人ひとりのニーズに対応するため、個々の障害に応じたニーズを的確に把握するとともに、サービス事業者や民間企業、NPO、ボランティア、地域住民、関係団体等と連携を図り、ライフステージの全段階を通じた総合的かつ適切な支援施策が行えるよう体制を整えます。

また、利用者が自らの選択に基づき適切なサービスを利用できるよう、相談、利用援助などの体制を充実します。

(4) 総合的かつ効果的な施策の推進

計画の推進にあたっては、関係行政機関及び関係団体との密接な連携を図るとともに、障害者施策の立案及び推進にあたっては、障害者自身の意見を反映するよう努めます。

国や県の施策との連携に努めるとともに、必要に応じ、計画の実現に向けた支援と協力を要請します。

3 計画の主要課題

障害者福祉施策の基本理念に基づき、障害者が自立するための様々な援助を受けられる社会を築くため、次の主要課題をこの計画に反映させ、積極的にその達成に努めていきます。

(1) ライフステージに沿った生活支援施策の充実

一人ひとりのライフステージに応じて、障害の原因となる疾病等の予防、早期発見・治療や事故防止対策を推進するとともに、各種福祉サービスの充実を図るなど、生活支援施策を充実していきます。

(2) 精神障害者対策の充実

精神障害者に係る保健・医療・福祉など関連施策の取組みを促進し、社会的入院患者の退院・社会復帰を促すためのサービス基盤を整備します。

(3) すべての人にやさしいまちづくり

道路や公共建築物などのバリアフリー化を推進するとともに、障害の有無にかかわらず、お互いが理解し合い、助け合うやさしさに満ちた風土の醸成を図ることによって、町民の誰もが住みやすい、人にやさしいまちづくりの実現を目指します。

(4) 安心して生活できる場や働く場の確保

障害者が住みなれた家庭や地域の中で、安心して生活できるようにするため、生活の場の確保及び働く場の確保を行い、障害者の自立を促進します。

(5) 総合的な障害児（者）療育・教育システムの構築

就学前までの療育ではなく、就学後、卒業・就職後などすべてのライフステージを通じて、個々の状況にあわせた療育・教育を受けることができるシステムを確立します。

(6) 人々のくらしを支える保健・医療の充実

障害の発生予防と早期発見・早期治療に努めるとともに、障害者の自立を支えるため、治療から社会復帰にいたるまで継続的かつ総合的な医療、リハビリテーションを進めます。

(7) 質の高い生活を実現するための社会参加の促進

文化・レクリエーション・スポーツ活動などの振興を通じて、障害者の社会参加を促進することによって、障害者が生きがいを持って暮らせる質の高い生活の実現を目指します。

(8) 自立と社会参加を支える基盤づくり

障害者の自立と社会参加を促進するためには、それを支える「人」の確保や「情報の提供」が重要であり、専門職員の確保や育成、情報提供の充実に努めます。

(9) 心のバリアフリーの推進

すべての町民が、高齢者、障害者等への理解を深め、思いやりのある心をもって自主的に福祉のまちづくりに取り組むことができるように、意識の高揚を進めます。

第3章 計画の推進体制

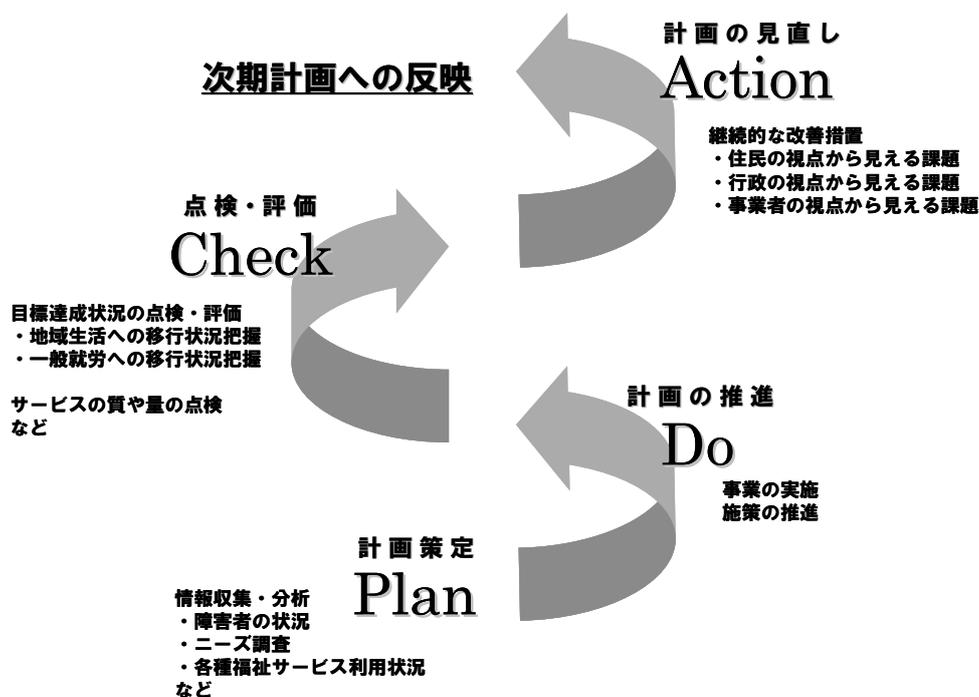
1 推進体制の整備

障害者やその家族等に対する各種サービスの充実をめざし、役場内の保健・福祉・医療・教育・労働・まちづくりなど、関係する各課及び関係機関との連携をより一層強化するとともに、行政の枠にとらわれず関連する組織との連携を図り、計画の推進体制を整備することとします。

2 計画の進行管理及び点検・評価

本計画を着実に推進していくため、関係各課及び関係機関がそれぞれ担当する施策の進捗状況を把握・点検し、事務局となる福祉事務所が検証結果の調整・とりまとめを行い、計画全体の進捗状況について把握していきます。

また、本計画の推進にあたって「地域自立支援協議会」の中で、計画通りに行われているか、サービスの必要量と供給量や質等について、適宜、サービス事業者に対し調査を行うなど、現状把握に努め、その点検を行います。





【各 論】

第1章 施策の展開

1 基本的施策

計画の基本理念，視点，主要課題を踏まえ，以下の7分野を基本的施策とし，計画を推進します。

1 生活支援

障害者の自立した生活を支える体制の整備や障害者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう，在宅支援体制の充実に努めるとともに，町の関係団体，福祉サービス事業所と連携しながら，障害に応じた施設による支援サービス体制の充実に努めます。

2 保健・医療

障害者に対して，適切な保健サービス，医療，医学的リハビリテーション等を充実するとともに障害の原因となる疾病等の予防・治療が可能なものについては，これらに対する保健・医療サービスの適切な提供を図ります。

障害者の人権に配慮した適正な医療の確保に努めるとともに，疾病及び障害者に対する正しい理解と知識の普及を図ります。

3 教育，文化芸術活動・スポーツ等

関係機関が連携して障害の早期発見・早期療育の推進を図ります。また，障害のある子ども一人ひとりの特性やニーズに応じ，きめ細やかな支援を行うため，乳幼児期から学校卒業後にわたって一貫して計画的に教育や療育が行えるよう，相談支援体制の充実に努めます。

4 雇用・就業

障害者の自立や社会参加の促進に向けて，それぞれの障害者の適正に即した雇用機会の確保，並びに就職環境の整備を促進します。

障害者の雇用を進めるにあたっては，事業主等の理解と協力が必要なため，障害者の雇用についての一層の啓発活動に努めるとともに，各種雇用支援制度の活用や職業訓練の充実に努めます。

5 生活環境

誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を推進します。思いやりの心の醸成などソフト面と建物や道路など公共的施設等のバリアフリー化を促進し、障害者が自分の意思で自由に行動し、参加できる安全で快適なバリアフリー空間の創出を図ります。

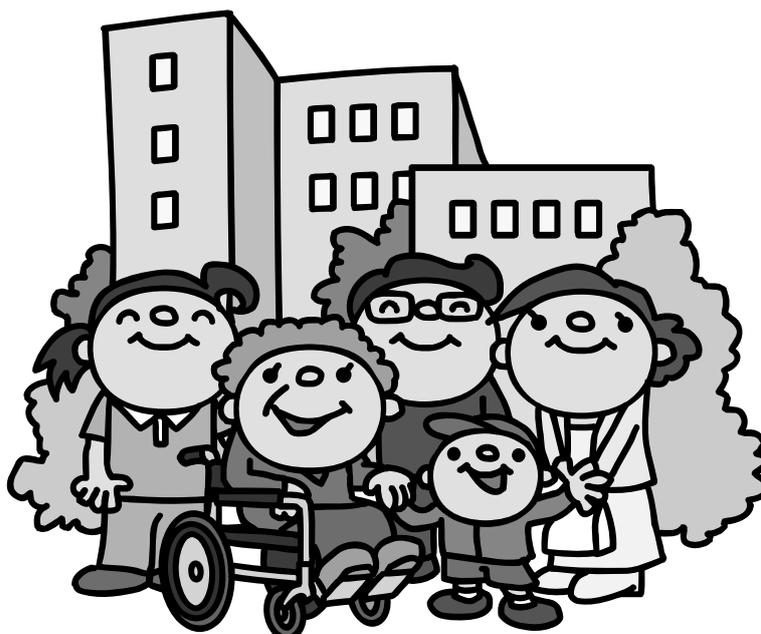
また、障害者等を事故、犯罪、災害などから守るため、地域ぐるみの防犯、防災体制の整備や災害対策を推進します。

6 情報アクセシビリティ

障害者も障害のない人と同じように、ITの発達の成果を享受できる情報バリアフリー社会の実現に向けた施策を推進するほか、障害特性に対応した情報提供の充実を図ります。

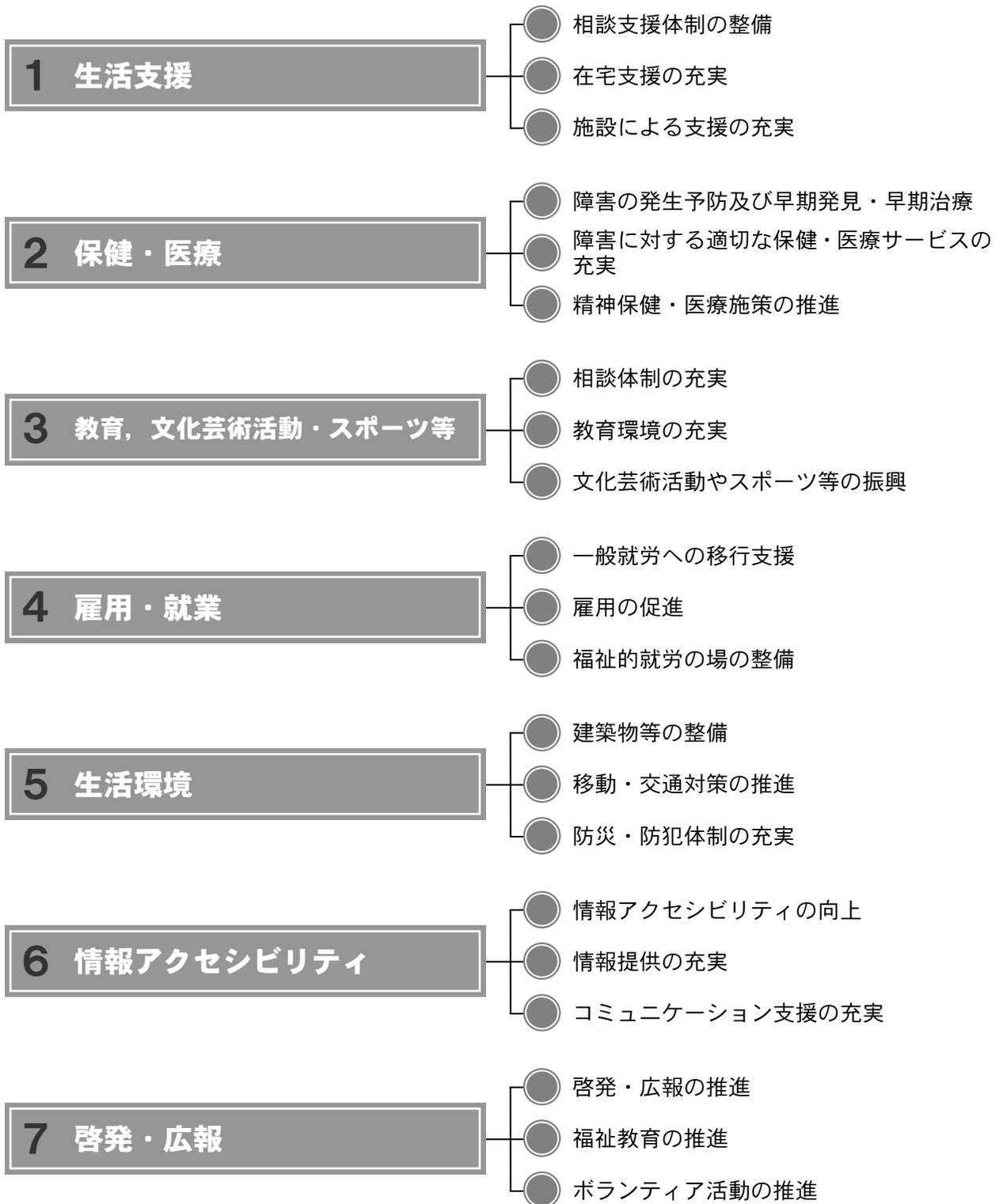
7 啓発・広報

ノーマライゼーションの理念の浸透を目指して、町民の障害や障害者に対する理解が一層深まるよう、様々な機会を捉え、啓発・広報の充実を図るとともに、障害者が必要な情報を入手できるよう、情報提供の充実を図ります。



2 施策の展開

基本的施策として定めた7分野の具体的な施策・事業の方向性を示します。



第2章 分野別施策の推進

1 生活支援

■ 現状と課題 ■

障害者が自立した生活を営むために、国・地方自治体・地域における様々な支援体制が必要です。特に、施設に入所している障害者が地域に移り住むための支援体制は、重要な課題となっています。障害者は心身の状態により、食事、排泄、入浴、服薬、外出等様々な生活支援を必要としています。障害者の生活を支えているのは、高齢化など様々な困難を抱えている家族が担っている状況にあります。このため、地域全体で障害者や家族を支援する体制の充実が課題となっています。この課題を達成するために、町、障害者団体、社会福祉協議会、民間福祉事業者、ボランティア団体や地域住民等が連携しながら、それぞれの機能に応じて役割を分担して、地域で障害者の生活を支えることが出来る体制の整備・充実が必要です。

1 相談支援体制の整備

.....

障害者が安心して相談できる体制の充実に努めます。

- 相談者の総合的な相談に応じる障害者相談支援事業体制の充実
- 相談窓口の周知と利用の促進
- 権利擁護の促進
- 相談員の養成と専門機関との連携強化

2 在宅支援の充実

(1) 在宅サービス等の充実

.....

障害者のニーズ及び実態に応じて、日常生活又は社会生活を営む上での、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の支援を行うとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実を図ります。

また、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練（機能訓練及び生活訓練）を提供します。

(2) 児童デイサービス事業の充実

心身の発達について支援を必要とする児童及びその保護者のために、児童デイサービスの療育機能を強化し、障害児等の保護者などからの相談、関係機関との連携強化、日常生活動作や運動機能の訓練、集団生活への適応訓練など児童の心身の状況に応じたケースマネジメントを、幼児期から学齢終了時まで一貫した療育体制の整備に努めます。

(3) 福祉用具の給付等

障害者の自立した生活を支援するために、身体的機能を補助し、身の処理や移動などの日常生活を容易にする補装具、在宅の重度障害者の日常生活の便宜を図る日常生活用具の給付等を行います。

3 施設による支援の充実

.....

(1) 障害者の福祉施設等の整備

在宅生活を支援する生活訓練施設、就労移行支援、就労継続支援施設は民間活力を活用しながら充実に努めます。

(2) 生活の場の確保

障害者が住み慣れた地域での生活を続けられるよう、障害者の生活の場として、関係団体と連携しながら既存建物活用を視野に入れ、民間活力による居住場所の確保に努めます。

- グループホーム、ケアホームの設置

(3) 福祉施設における地域住民等との交流

福祉施設と地域の結びつきを緊密なものとするため、地域住民等との活発な交流を促進します。

- 保健センター等における地域住民等との交流

2 保健・医療

■ ■ 現状と課題 ■ ■

障害の原因となる疾病等の予防体制を確立するために、一次予防としての健康教育、二次予防としての各種健康診査等による疾病の早期発見、早期治療・療育、三次予防としての医学的リハビリテーションを充実する必要があります。

また、障害者の高齢化が進む中で生活習慣病予防等の健康増進施策や介護予防施策の充実など、障害の特性やライフステージに応じた適切な治療や指導、情報提供等が求められています。

精神障害については、社会生活からのストレスなどが原因となっていることが多く見られ、身体だけでなく心の健康づくりも大きな課題となっています。

1 障害の発生予防及び早期発見・早期治療

.....

(1) 障害の原因となる疾病等の予防・早期発見

妊産婦健診、乳幼児及び児童に対する健康診査、保健指導の適切な実施、周産期医療・小児医療体制の充実等を図るとともに、これらの機会の活用により、疾病等の早期発見及び治療、早期療養を図ります。

また、乳幼児期の不慮の事故を防止するために、乳幼児健康診査や子育て教室等の機会・広報等を利用して、不慮の事故に関する正しい知識、危険因子、予防対策について家族等に普及啓発を行います。

障害の原因となる疾病等の早期発見のため、学校における健康診断等の適切な実施に努めます。

後遺症として肢体不自由、視覚障害及び様々な内部障害²をきたす脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病を予防するため、職域及び地域における健康診査等の適切な実施、疾病等に関する健康相談等の提供機会の充実を促進します。

(2) 障害の原因となる疾病等の治療

地域における医療機関等との連携を図り、適切な治療が受けられるよう働きかけていきます。

² 身体障害の一 종류で、呼吸器機能障害、心臓機能障害、肝臓機能障害、膀胱・直腸機能障害、小腸機能障害、後天性免疫不全症候群がその障害範囲。

2 障害に対する適切な保健・医療サービスの充実

.....

(1) 障害に対する医療・医学的リハビリテーション充実

身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう医療機関等の連携を強化し、地域医療体制の充実を図ります。

(2) 障害に対する保健サービス提供体制の充実

障害者の健康の保持・増進を図るため、福祉サービスとの連携を強化し、保健サービス提供体制の充実を図ります。

3 精神保健・医療施策の推進

.....

(1) こころの健康づくり

各年代における日常の生活様式や習慣を重視し、ライフステージや家庭・学校・職場・地域といったそれぞれの生活の場における心の健康について、正しい知識の普及啓発と、周囲のサポート体制の充実に努めます。

(2) 精神障害者の社会復帰の促進

長期入院が多いなど、精神障害者の地域生活を支える体制が不十分であることから、在宅福祉サービスを充実することにより、入院医療中心から地域生活中心への移行を支援します。

また、精神障害者に対する地域社会の差別や偏見をなくすための啓発活動を推進するとともに、障害者やその家族の多様なニーズに対応できる相談支援体制を構築に努めます。

3 教育、文化芸術活動・スポーツ等

■ ■ 現状と課題 ■ ■

障害のある子どもの障害の重度化を防ぐためには、早期発見から円滑に療育につなげていくことが重要です。そのため、近年の障害の重度・重複化や多様化の状況も踏まえ、障害の種類や程度等に応じた、乳幼児期から一貫した教育や療育を行うとともに、障害のある子どもやその保護者に対する相談支援の体制整備が必要です。

学校教育においては、特別支援教育に移行する中で、障害のある子どもが地域の中で自分らしく生活していけるよう、一人ひとりの個性を尊重し、それぞれのニーズを的確に把握するとともに、一人ひとりの可能性を最大限に伸ばすことができる教育環境の一層の充実が求められます。

1 相談体制の充実

.....

(1) 障害児保育の充実

障害を有する乳幼児が保護者が希望する地域の保育所へ入所できるよう受け入れ体制の整備に努めます。

関係機関が連携して障害の早期発見，早期療育の推進を図り，障害児一人ひとりのニーズや特性に応じ，きめ細やかな教育や療育が行えるよう支援体制の強化に努めます。

また，発達障害の特徴や支援方法について理解を深めるとともに，発達障害児に対する支援体制について関係機関との連携のもと強化に努めます。

(2) 障害児就学相談の充実

障害を克服・改善するための療育相談や指導方法，就学等について相談に応じるため，教育委員会，児童相談所など県の機関との連携を密にし，教育相談・就学相談の実施を検討します。

(3) 就学相談や指導体制の充実

●障害者一人ひとりの能力・適性について児童相談所などの専門的機関による検討結果に基づき，教育委員会をはじめとする関係機関との連携を図りながら療育指導や適正な就学指導の体制を構築します。また，通常の学級に在席する軽度の障害児に対する教育を進めるため，「通級指導教室³」について研究し，その活用に努めます。

³ 小・中学校に在籍している軽度障害児に対して，各教科等の指導の大部分は通常の学級で行いつつ，障害に応じた特別の指導を特別な指導の場で行う特別支援教育。

- 学校卒業後の自立や社会参加に向けた適切な支援を推進するため、障害のある子どもや保護者に対する入学時から卒業まで一貫した効果的な支援体制の充実に努めます。

2 教育環境の充実

.....

(1) 障害児を理解する教育の推進

- 障害児と健常児が共に活動できる機会を充実させ、相互理解を深めるとともに、将来地域社会で協力し合えるようボランティア活動を推進し、養護学校などとの交流も図り、地域の小中学校と交流教育・交流活動を推進します。
- 障害のある子どもの社会的・職業的自立を促進するため、「特別支援教育」や卒業後の円滑な就労支援を目的とし、一人ひとりのニーズに応じた職業教育や進路指導の充実に努めます。

(2) 肢体不自由児の受入れ

肢体に障害のある児童生徒を、教育委員会と連携を密にして積極的に学校に受け入れる体制の整備を図ります。

(3) 施設のバリアフリー化の推進

教育療育施設において、施設のバリアフリー化と整備の充実に努めます。障害のある児童生徒の学習や生活のための適切な環境を整える観点から、施設に加え、情報機関等学習を支援する機関・設備等の整備を推進します。

(4) 指導力の向上

LD（学習障害）⁴・ADHD（注意欠陥/多動性障害）⁵・高機能自閉症⁶などの障害について教育的支援を行うなど、一人ひとりの教育・療育のニーズに応じた指導力の向上を図るため、研修会や講習会の開催を支援します。

⁴ Learning Disabilities：学習障害：基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な障害を指すもの。

⁵ Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder：注意欠陥／多動性障害：年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業に支障をきたすもの。

⁶ 自閉症のうち、知的機能の発達の遅れを伴わないもの。

3 文化芸術活動やスポーツ等の振興

(1) 地域交流の推進

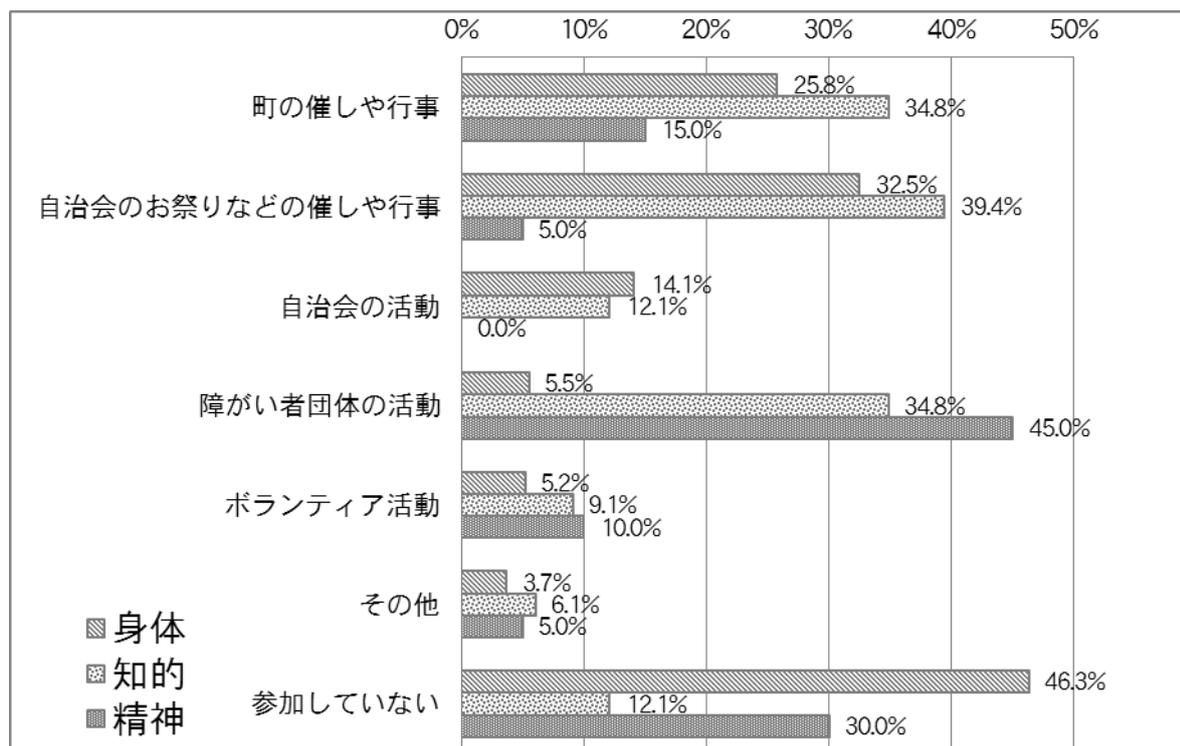
障害者と健常者との“心のふれあい”を通して、障害者に対する正しい理解を深めるとともに、学習機会の充実に努め、障害者の積極的な社会参加を促します。

(2) 障害者スポーツ教室や文化祭等の開催

障害の程度に応じた多様なスポーツ教室や芸術・文化祭等の開催を通じて、障害者の文化芸術活動、スポーツの普及を図るとともに、民間団体等が行う文化芸術活動、スポーツ等に関する取組を支援し、障害者の心身のリフレッシュや社会参加の促進を図ります。

【アンケート調査結果抜粋】

○過去1年間に参加した地域の活動や行事



4 雇用・就業

■ ■ 現状と課題 ■ ■

障害者とその適性と能力に応じて就職し、社会経済活動に参加することは、障害者が社会的に自立するとともに、生きがいのある生活を送るうえで、重要な意義を持っています。このため、一般就労はもとより、福祉的就労も含めたあらゆる機会を通じた職域の拡大や多様な就労の場を確保することが重要です。

1 一般就労への移行支援

.....

(1) 一般就労への移行支援

かごしま障害者就業・生活支援センターや鹿児島障害者職業センター等の関係機関と連携を図り、障害者の一般就労を支援します。

(2) 一般就労を希望する障害者への支援体制の検討

一般就労を希望する障害者の意向や、その人の障害特性や得意分野などを十分に把握した上で、企業等への働きかけや問い合せ、さらには面接補助を行うなど、障害者と企業等との仲介により就業を支援する体制作りについて検討していきます。

2 雇用の促進

.....

(1) 職場環境の改善

段差の解消など建物や設備をバリアフリー化し、障害者が働きやすい職場環境とするよう事業者に対して働きかけ、職場環境の改善に努めます。

(2) 障害者雇用率制度の活用

障害者雇用率制度⁷は、障害者の雇用促進策の根幹であることから、企業等に対して障害者の雇用を拡大するよう働きかけます。

(3) 公的機関における障害者雇用の促進

役場関係課、関係機関及び社会福祉法人などに働きかけを行い、役場をはじめ公共施設や福祉施設などにおける障害者の雇用を促進します。

⁷ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、事業主に対し、法定雇用率に相当する数以上の障害者の雇用を義務付けている制度。

(4) 雇用の場における障害者の人権の擁護

企業等において雇用差別など障害を理由とした人権の侵害を受けることがないよう、関係機関と連携・協力し、啓発・広報、相談体制の充実に努めます。

3 福祉的就労の場の整備

.....

(1) 就労継続支援事業（雇用型）

下記の①～③の方に対し、事業所との雇用系契約に基づく生産活動等の機会を通じて就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。また、知識・能力の高まった方に対し、一般就労に向けた支援を行います。

- ①就労移行支援事業を利用しても企業等の雇用に結びつかなかった方。
- ②盲・ろう・養護学校卒業後就職活動を行っても、企業等の雇用に結びつかなかった方。
- ③就労経験があるが現に雇用関係の状態にない方で、65歳未満の障害者。

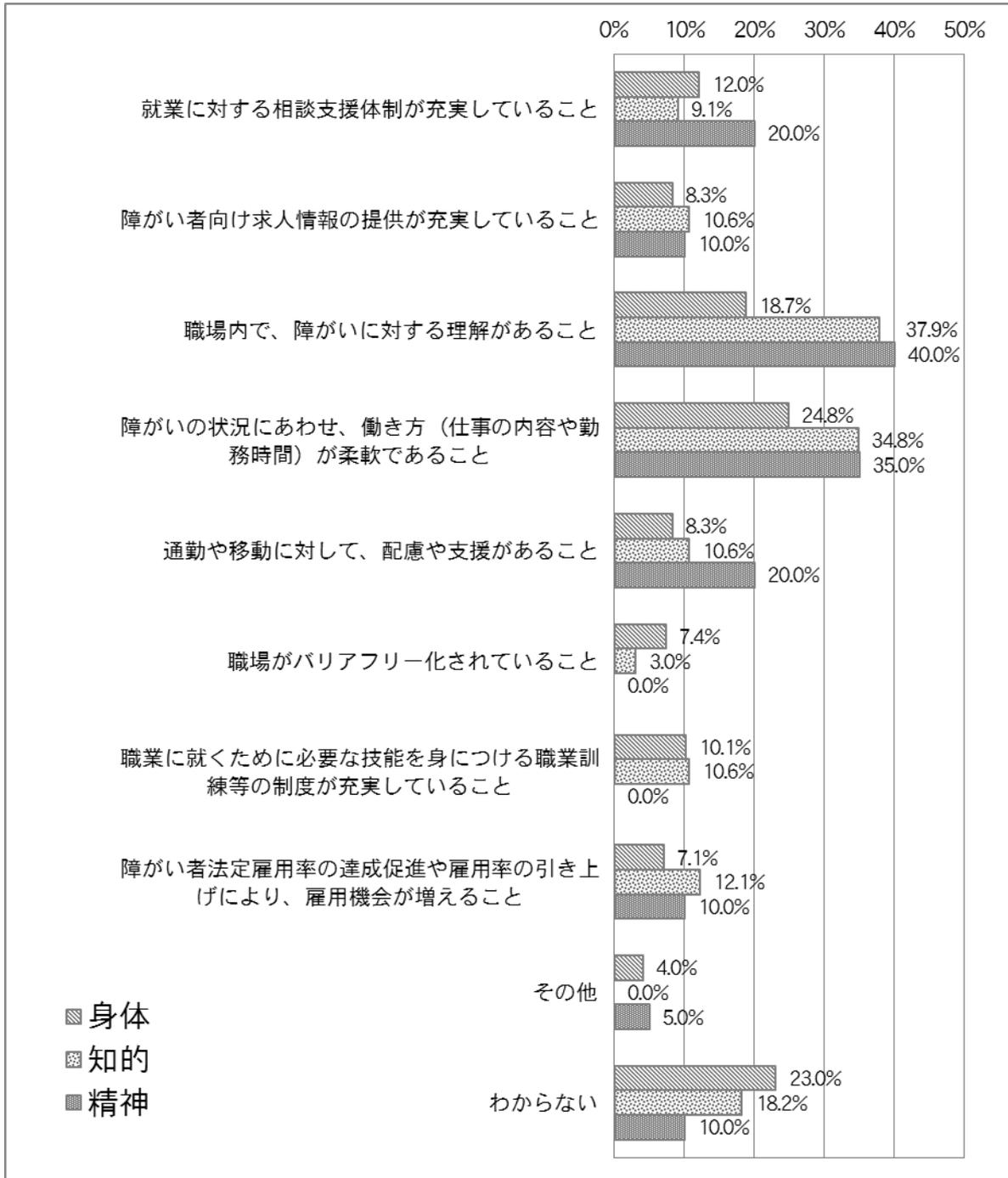
(2) 就労継続支援事業（非雇用型）

下記の①～③の方に対し、雇用契約は結ばずに生産活動等の機会を提供します。また、知識・能力の高まった方に対し、就労に向けた支援を行います。

- ①企業等や就労継続支援（雇用型）での就労経験を持つものの、年齢や体力の面で雇用されるのが困難となった方。
- ②就労移行支援事業を利用しても企業等や就労継続支援（雇用型）の雇用に結びつかなかった方。
- ③以上に該当しないものの50歳に達している方、または試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援（雇用型）の利用が困難とされた方。

【アンケート調査結果抜粋】

○障がいの有無にかかわらず働きやすくするために必要だと思うこと



5 生活環境

■ ■ 現状と課題 ■ ■

障害者が地域で安心して暮らすためには、住みやすい住宅の確保と、障害者の日常生活や社会生活における自由な活動を制約している様々な障壁を取り除く（バリアフリー化）ことが重要です。そのために、ハード・ソフト両面からの促進と、障害者が自分の意思で自由に行動し、社会に参加することができる心豊かで住みよい福祉のまちづくりを、町民と一体となって推進していく必要があります。

1 建築物等の整備

.....

(1) 公共施設におけるバリアフリー化の推進

公共建築物、道路、公園等のバリアフリー化を推進し、障害者や高齢者を含むすべての町民が安心して住める生活環境の整備を町民と一体となって進めるとともに、障害者用マップの作成に努めます。また、未実施の施設や地域については、関係機関と連携を図り、今後、必要性やニーズに基づき整備を検討します。

(2) 住宅環境の整備

障害者の住宅需要を的確に把握し、構造・設備等に配慮します。また、既存の公営住宅については、障害者の居住性向上のため、安全性の確保とバリアフリー化に取り組んでいきます。

2 移動・交通対策の推進

.....

(1) 道路環境の整備

- 障害者が安全に歩行できる歩行空間の確保に努め、障害者用マップ等を利用し、快適な日常生活を営むとともに、積極的な社会参加が出来るまちづくりを進めます。
- 障害のある人が運転しやすい道路交通環境の整備を促進します。

(2) 移動支援事業

障害者であって、町が外出時に支援が必要と認められた方に対し、地域生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

3 防災・防犯体制の充実

(1) 防災対策の推進

障害者が地域社会において安心して暮らし、緊急時における心身の危険を回避するため、消防機関と密な連携をとり、緊急通報体制の整備や自主防災組織等による協力体制の確立および障害者の介助体制の確立を図っていきます。

また、災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に、障害者に対して適切に情報を伝達できるよう、地域の協力を得つつ、障害特性に配慮した情報伝達の体制の整備を促進します。

(2) 災害弱者を取り巻く防災教育の推進

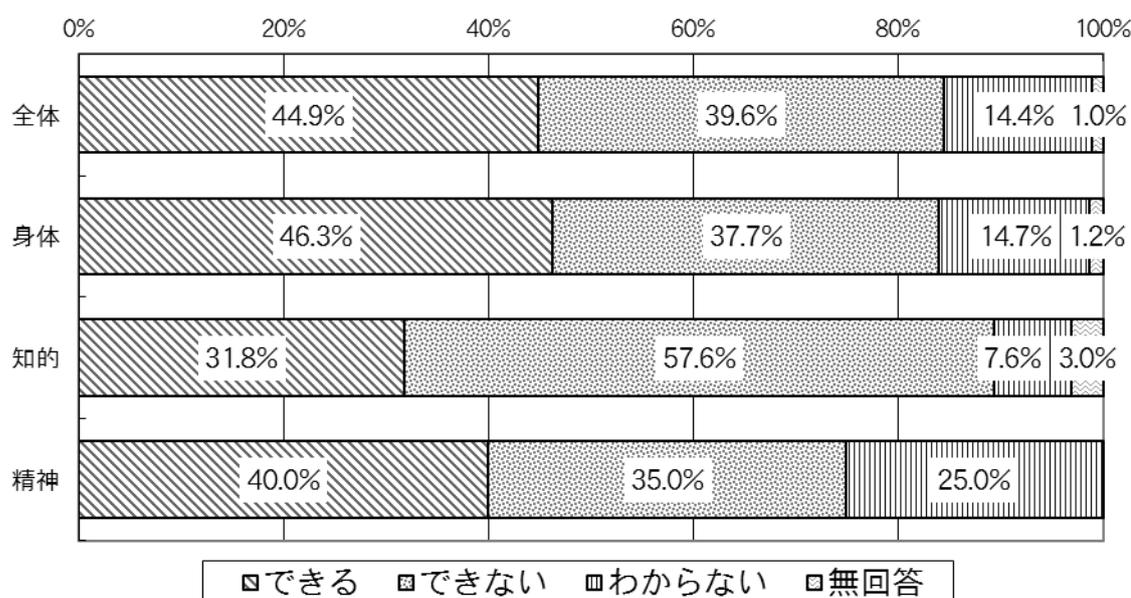
防火知識の向上と災害時の的確な対応を図るため、障害者のいる家庭や施設職員の関係者に対する、防火教育・訓練に取り組んでいきます。

(3) 防犯対策の推進

警察、地域の福祉関係団体、福祉施設、行政等の多様な主体の連携を促進し、犯罪被害や消費者トラブル等の防止と早期発見に努めます。

【アンケート調査結果抜粋】

○火事や地震などの災害時に、ひとりで避難できますか？



6 情報アクセシビリティ

■ ■ 現状と課題 ■ ■

IT（情報通信技術）の発達は、障害者の情報収集や発信を容易にするだけでなく、職域の拡大、多様な社会参加の促進などに大きく寄与することが期待されています。

しかしながら、障害者にとっては、その障害ゆえに様々な情報通信手段を利用する機会や情報通信技術を習得する機会が十分でなく、大きな情報格差（デジタル・ディバイド⁸）が生じています。このため、障害者がITの利用や習得する機会の確保に努めるなど、情報格差の解消を図る必要があります。

また、視覚障害者や聴覚障害者などコミュニケーションの方法に制約を受ける障害者に対して、十分なコミュニケーション手段を確保するなど、障害の特性に応じた情報提供やコミュニケーション支援の充実が求められます。

1 情報アクセシビリティの向上

.....

町ホームページにおいて、文字拡大機能や音声読み上げ機能などのウェブアクセシビリティ⁹の向上に向け取組みを促進し、情報バリアフリー化に努めます。

2 情報提供の充実

.....

視覚障害者の点訳・朗読，聴覚障害者の手話通訳など，奉仕員を養成し，障害の特性に配慮した情報の提供に努めます。

3 コミュニケーション支援の充実

.....

コミュニケーション支援を必要とする視覚・聴覚障害者に対する手話通訳者，要約筆記奉仕者等の派遣体制の充実を図るとともに，音声・言語機能障害のある人のコミュニケーションを確保するための日常生活用具の利用を促進します。

⁸ パソコンやインターネットなどの情報通信技術を使う者と、使わない者との間に生じる社会的・経済的格差のこと。

⁹ 障害の有無や年齢などの条件に関係なく、だれもが同じようにインターネット上で提供される情報を利用できること。また、ウェブページに対するアクセスと利用のしやすさの度合いをいう。

7 啓発・広報

■ ■ 現状と課題 ■ ■

障害のある人をはじめ誰もが住みよい平等な社会を創っていくためには、障害について正しい知識を広め、そして障害者に対する理解を深めていくことが重要です。そのため、障害のある人とのふれあいや交流を促進するとともに、様々な機会における啓発・広報活動の充実が求められます。

また、障害者の日等における啓発活動や学校における福祉教育を推進するとともに、町民及び障害者自身のボランティア活動を推進する必要があります。

1 啓発・広報の推進

.....

(1) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等

行政機関の職員等に対する障害者に関する理解を促進するため必要な研修を実施し、窓口等における障害者への配慮の徹底を図ります

(2) 啓発手法の検討

障害特性の理解や、障害者の立場に立った適切な対応の仕方等、地域の人々の障害者への正しい理解と認識を深めるため、チラシの配布や講演会の開催に加え、インターネットの活用などの手法について検討します。

また、障害特性に応じた情報提供方法を確立し、障害者やその家族等が必要な情報を入手できるよう努めます。

(3) 広報活動の充実

町広報誌等を利用し、各種福祉制度や行事等の周知に努めます。また、啓発用パンフレットの作成・配布や障害者と町民が日常的に直接ふれあう機会の創出など、障害者に対する理解の促進を図ります。

(4) 「障害者週間」の啓発

12月3日～9日の「障害者週間」の意義を再認識し、障害者団体・地域住民・ボランティア団体等が開催するイベントへの町民の積極的な参加を求めるとともに、関係団体との連携を強化し、啓発・広報の推進に努めます。

また、広報誌を通じて「障害者週間」の意義の周知・徹底を図り、障害者に対する正しい理解を深めていきます。

2 福祉教育の推進

.....

(1) 学校教育における福祉教育

学校教育の場から福祉に関心を持つ人材が育つよう福祉教育の充実に努めます。

また、福祉教育の充実に向けて、福祉に関する副読本の作成・配布や手話講習会、障害者との交流会等の実施について検討します。

(2) 各種講座の開催等による啓発活動

各種講座の開催や講座等において、映画・フィルム等のライブラリーの積極活用を推進するとともに、県関係機関と連携を密にし、町民の障害者問題や特別支援教育¹⁰に対する理解と認識を深める啓発活動に努めます。

3 ボランティア活動の推進

.....

(1) ボランティア養成講座の開催

町社会福祉協議会等との連携により、地域住民の障害福祉に対する理解の普及啓発に努めるとともに、学校等においてボランティア活動への参加や地域福祉活動、福祉教育等を実施し、福祉分野へ関心を持つ人の育成に努めます。

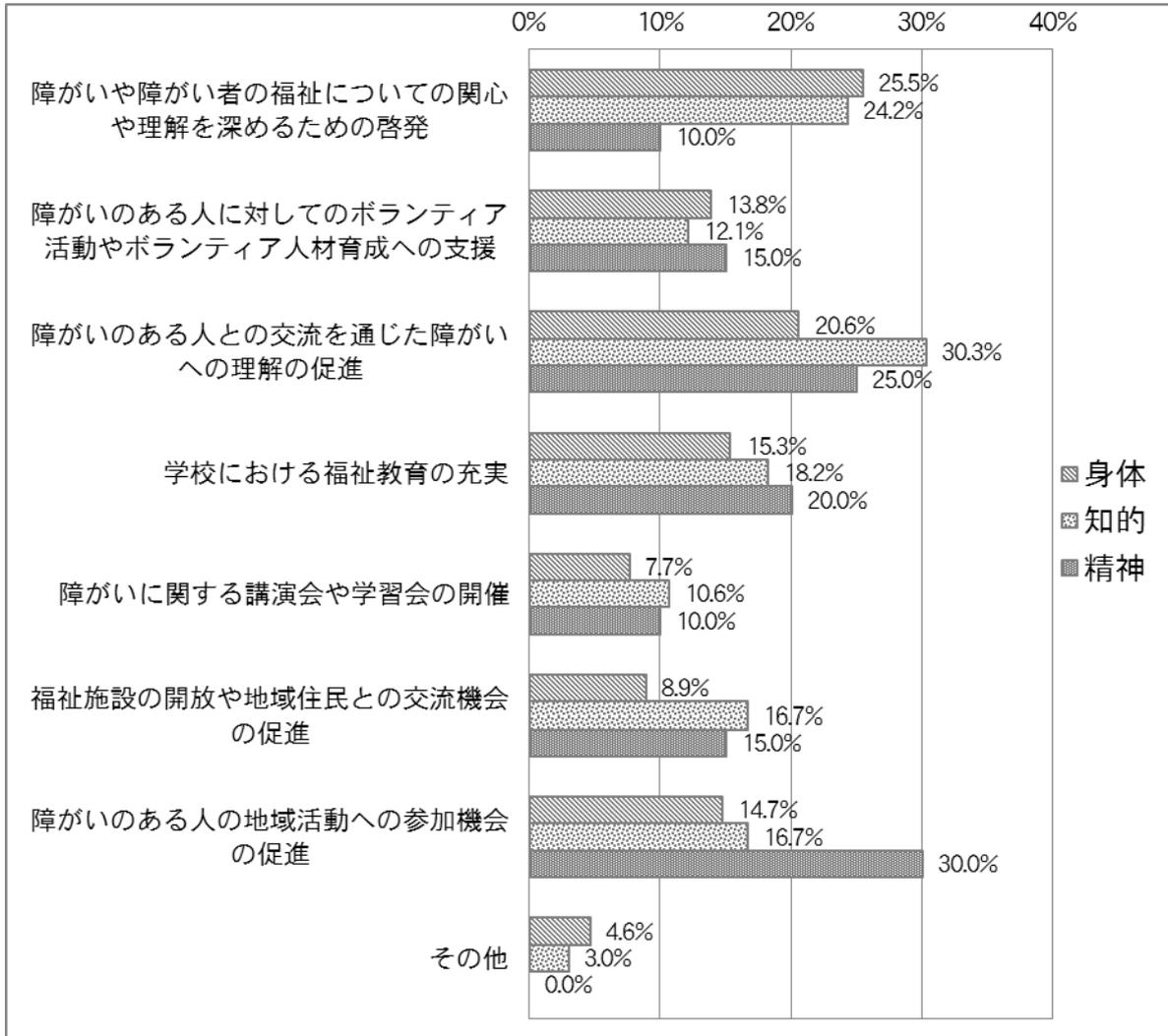
(2) ボランティア情報の提供

町広報誌やホームページ等を利用し、ボランティア登録団体や養成講座の開催等の情報を提供します。

¹⁰ 従来の特殊教育の対象の障害だけではなく、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりのニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

【アンケート調査結果抜粋】

○障がいに対する住民の理解を深めるために必要だと思うこと





屋久島町障害者計画

平成26年3月

【編集・発行】 屋久島町 福祉事務所

鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田469-45 TEL : 0997-43-5900